

防火防災訓練に参加しよう！

○ 防火防災訓練とは・・・

火災や地震、水害等の災害から身を守り、被害を軽減するために、初期消火や応急救護等の方法を身につける訓練です。

○ 消防署では、次のような訓練を実施しています

初期消火訓練

火災は初期の段階で消火すれば、被害を小さく抑えることができます。消火器やスタンドパイプなどの消火器具・資機材の使い方を学びます。

応急救護訓練

いざというときのための包帯の巻き方や心臓マッサージ、AEDの使い方など、応急手当の方法を学びます。

避難訓練

煙体験ハウスなどを活用して、煙の性質などを学びます。



○ 詳しい訓練の内容については、
消防署にお気軽にお問合せください



町田消防署からのお知らせ

春の火災予防運動に伴う駅前広報を実施します！

3月2日(月)から3月6日(金)まで 各日10時00分～
JR東日本町田駅及び小田急線町田駅改札口において
(火災予防ちらし等配布物がなくなり次第終了)



病院へ行く？救急車を呼ぶ？迷ったら…
電話でも！ ネットでも！

#7119

東京消防庁 東京都医師会 東京都福祉保健局

電話で相談 **#7119** 電話
東京消防庁救急相談センター

ネットでガイド **#7119** 検索
東京版救急受診ガイド

■ 町田消防署 (本町田2380-3)
TEL:042-794-0119
FAX:042-794-0140

メールアドレス matida@tfd.metro.tokyo.jp
※119番通報には使用できません
ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-matida/html>

■ 忠生出張所 (忠生3-6-1)
TEL:042-792-0119
FAX:042-792-0442
■ 西町田出張所 (相原町45-3)
TEL:042-770-0119
FAX:042-774-5835

■ 南出張所 (金森4-5-2)
TEL:042-795-0119
FAX:042-796-8988
■ 成瀬出張所 (成瀬8-9-20)
TEL:042-720-0119
FAX:042-720-0295

■ 鶴川出張所 (鶴川3-2-4)
TEL:042-735-0119
FAX:042-735-0224

ほのお

春の火災予防運動
3月1日(日)～3月7日(土)



一斉放水

令和元年12月8日、多摩境駅前で
テロ災害合同訓練を実施しました。



自主防災隊による傷病者の搬送



まちかど防災訓練車を活用した放水訓練

もう一度 確認 安心 火の用心

令和元年度東京消防庁防火標語 作者 菅野 珠加さん(江戸川区在住)

発行 町田防火防災協会 町田危険物安全協会 町田防火管理者研究会 監修 町田消防署

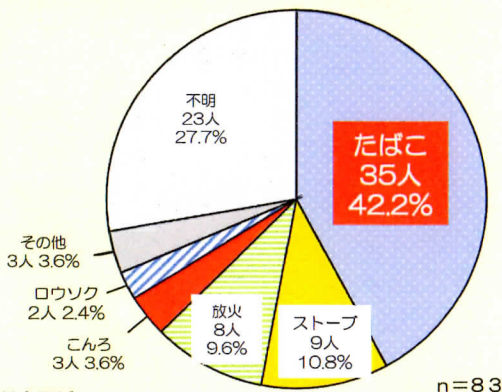
住宅火災から身を守りましょう

東京消防庁管内の住宅火災による死者発生原因

昨年、東京消防庁管内で発生した住宅火災は1,546件（昨年より62件増）で、住宅火災による死者は83人（昨年より17人増）です。

死者が発生した住宅火災の出火原因別内訳をみると、「**たばこ**」、「**ストーブ**」、「**放火**」の順に多くなっています。

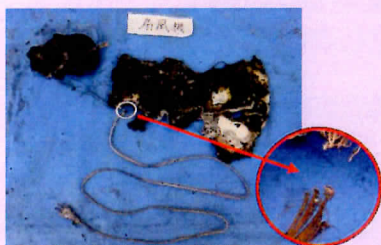
「たばこ」による火災は、特に、**飲酒後に寝たばこ**をしたことで多く発生しています。



※ 東京消防庁管内：稲城市及び島しょ地域を除いた東京都全区域

町田市内の住宅火災発生原因

第1位 電気機器



扇風機のコードが椅子の脚に踏み付けられ出火した火災

第2位 放火・放火の疑い



第3位 ガス機器



魚グリルの清掃を怠り使用を続けたことにより、油カスが出火した火災

第4位 たばこ



たばこの不始末により出火した火災

昨年、町田市内で発生した住宅火災の出火原因は、「**電気機器**」、「**放火・放火の疑い**」、「**ガス機器**」、「**たばこ**」の順に多くなっています。

町田市内では、平成29年から、電気火災が住宅火災の発生原因第1位となっています。特徴として、**延長コードやコンセントを原因とする火災**が挙げられます。また、**電子レンジの間違った使用による火災**も増加傾向にあります。

住宅火災を防ぐポイント

◆「東京消防庁管内の住宅火災による死者発生原因」や「町田市内の住宅火災発生原因」からみる火災を防ぐポイントはこちらです！

たばこ

- 寝たばこはしない
- 吸い殻は水で完全に消火する
- 吸い殻はためずに定期的に捨てる
- 火種を落とさないよう決まった場所で喫煙する
- くわえたばこをしながら、作業等をしないようにする

電気機器

- プラグ、コンセントは定期的に清掃する
- テーブルタップは決められた容量内で使用する
- コードの折れ曲がり、家具等の下敷きにならないよう注意する
- 外出時や就寝時など、使わないプラグはコンセントから抜いておく
- 取扱い要領を守って使用する

ガス機器

- 周りに燃えやすいものを置かない
- ガスこんろなどは、使用中は離れないようにする
- 着衣着火に気をつける
- 換気扇や壁、魚グリルなどは、定期的に清掃する

防災品を使いましょう

町田市内で共同住宅の1室から、南側ベランダ窓周辺の畳が焼失した火災が発生しました。窓には、防災品のカーテンがかかっていたため、延焼の拡大を抑制することができました。



(防災製品に貼付されているラベル)

防災品には、消防法で使用が義務付けられている防災性能を有する防災物品と防災物品以外の身の回りの防災化を目的とした防災製品があります。

- 防災物品 — お店や宿泊施設で使われているカーテン、布製ブラインド、じゅうたん等
- 防災製品 — 寝具類、衣服類、自動車・オートバイ等のボディカバー等

住宅用火災警報器は火災の早期発見に有効です

◆ 全ての居室、台所、階段に設置しましょう。設置したその後は・・・？

- 定期的に作動状態の確認、機器本体の清掃をしましょう。
- 設置から10年を経過したものは本体の交換を検討しましょう。経年により、電子部品等が劣化し、正しく作動しない場合があります。(設置時期は、本体に記入した設置年月か、本体に記載してある製造年で確認できます。)

